

基準日における届出手続きについて

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、新築住宅を引き渡した事業者は、**毎年3月31日の基準日ごとに届出手続きを行うことが必要です。**

Q 届出手続きとはどのような手続きですか？

A 保険への加入や保証金の供託だけでは終わりません。

平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡した建設業者または宅地建物取引業者は、資力確保措置（保険への加入または保証金の供託）の状況について、行政庁に報告することが義務づけられています。

Q 前回基準日以降、引き渡した物件はないのですが？

A 一度届出を行えば、**前回基準日以降に引渡物件がない場合でも、届出が必要です。**

一度基準日における届出を行った場合には、その届出の対象となった新築住宅に対する瑕疵担保責任が続いている期間中（10年間）は届出が必要となります。

なお、前回基準日以降引き渡した新築住宅がない場合は引き渡した物件が0である旨を記載のうえ、届け出てください。

Q 届出手続きにはどのような準備が必要なのですか？

A **基準日後に保険法人から送られてくる保険契約締結証明書等の準備が必要です。**

届出手続きには前回届出時と同じく、「届出書」と「引渡物件の一覧表」に加え、保険の場合は保険法人の発行する「保険契約締結証明書」、供託の場合は「供託書の写し」が必要です。（「保険契約締結証明書」が各事業者のお手元に届くのは基準日後一週間程度かかります。）

届出書や引渡物件の一覧表の書式は、国土交通省HPからダウンロードできます。

なお、引き渡した物件がない場合は、引渡物件一覧表及び「保険契約締結証明書」または「供託書の写し」について添付の必要はありません。（届出書のみ提出ください。）

Q 届出手続きはいつすればいいのですか？

A **基準日から3週間以内に届け出る必要があります。**

届出手続きは毎年「4月1日から21日※」に行うことが必要です。期間内に**届出をしない場合や資力確保措置を講じていない場合は、監督処分や罰則が適用されることとなります。**

※休日の場合は翌開庁日

Q 届出手続きはどこにすればいいのですか？

A **許可・免許をうけた行政庁への届出が必要となります。**

国土交通大臣の許可・免許を受けている場合は、**直接**、九州地方整備局に届出手続きをしてください。

| 業者種類 | 届出先 | 届出方法 | 連絡先・問合せ先 | 備考 |
|---------------------------|--------------------|-----------------------|--|---------------------------------------|
| 宅地建物取引業者 (長崎県知事 免許) | 長崎県土木部建築 課宅地指導班 | 郵送もしくは 窓口へ 直接提出 | 長崎県土木部建築課 宅地指導班 (電話) 095-894-3094 | 郵送の場合は、 「瑕疵担保履 行法届出書在 中」と朱書き |

※建設業者（長崎県知事許可）は、土木部監理課建設業指導班へ郵送のみで提出してください。